

〔平成24年2月22日〕役員選任規程の一部改正

《223~224 ページ》

新	旧
<p>(会員役員の総定数)  <b>第4条</b> 会員役員の総定数は、理事5人以内及び監事1人とする。</p> <p>(役員の定年)  <b>第6条</b> 役員(商品取引所及び商品先物取引業界に関係のある団体の役員のうちから選任される役員並びに会長が特に選定した先物取引について学識経験を有する者のうちから選任される役員を除く。以下この条において同じ。)を選任するときは、満70歳以上の者を選任してはならない。<u>ただし、本会を巡る情勢の変化が見込まれるなど、特別な事情があるときはこの限りでない。</u></p> <p>2 (略)</p> <p>(選考委員)  <b>第15条</b> (略)                  2 選考委員は、<u>6</u>人以上10人以内とし、会員代表者の中から、役員を選任ごとに総会において選任する。                  3 (略)</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>この改正は、平成24年2月22日から施行する。</p>	<p>(会員役員の総定数)  <b>第4条</b> 会員役員の総定数は、理事5人及び監事1人とする。<u>ただし、理事会が別に議決したときは、理事6人とすることができる。</u></p> <p>(役員の定年)  <b>第6条</b> 役員(商品取引所及び商品先物取引業界に関係のある団体の役員のうちから選任される役員並びに会長が特に選定した先物取引について学識経験を有する者のうちから選任される役員を除く。以下この条において同じ。)を選任するときは、満70歳以上の者を選任してはならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>(選考委員)  <b>第15条</b> (略)                  2 選考委員は、<u>8</u>人以上10人以内とし、会員代表者の中から、役員を選任ごとに総会において選任する。                  3 (略)</p>